

独立行政法人日本学生支援機構

平成20年規程第16号

最近改正 令和7年規程第7号

留学生借り上げ宿舎支援事業実施規程を次のように定める。

平成20年8月25日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 北原保雄

留学生借り上げ宿舎支援事業実施規程

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の業務方法書（平成16年4月1日文部科学大臣認可）第31条第1号に規定する業務として行う留学生借り上げ宿舎支援事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、留学生が我が国において安心して充実した留学生活を送るために、民間宿舎を借り上げること等により宿舎を提供している大学等（我が国の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校の専門課程、大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設又は法務大臣が告示をもって定める日本語教育機関若しくは文部科学大臣が認定する日本語教育機関をいう。以下同じ。）を支援し、もって大学等のニーズに沿って留学生のために宿舎を効果的、効率的かつ安定的に確保することを目的とする。

(事業の内容)

第3条 機構は、前条の目的を達成するため、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 文部科学省外国人留学生学習奨励費受給者等支援（以下「学習奨励費受給者等支援」という。）
 - (2) 海外留学支援制度（協定受入）支援（以下「協定受入支援」という。）
 - (3) ホームステイ支援
- 2 学習奨励費受給者等支援は、大学等が留学生に宿舎を提供するために賃貸借契約を原則として1年以上締結し、民間宿舎を借り上げる場合において、当該大学等に対し支援金を交付するものとする。
- 3 協定受入支援は、大学等が留学生に宿舎を提供するために賃貸借契約を原則として1年以内の間締結し、民間宿舎を借り上げる場合において、当該大学等に対し支援金を交付するものとする。
- 4 ホームステイ支援は、大学等がその指定する一般家庭に7泊以上留学生を宿泊させる場合において、当該大学等に対し支援金を交付するものとする。

(留学生の定義)

第4条 本事業において「留学生」とは、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定める者をいう。

- (1) 学習奨励費受給者等支援 留学生受入れ促進プログラムにより文部科学省外国人留学生学習奨励費の給付を受ける者又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の4の表の留学の在留資格により大学等に在籍し、かつ、渡日1年以内に居住を開始する者等
- (2) 協定受入支援 海外留学支援制度（協定受入）により奨学金を受給する者
- (3) ホームステイ支援 大学間交流協定等に基づいた交流プログラム等により渡日し、かつ、外国の大学等に在籍し、渡日1年以内に宿泊する者
（民間宿舎の定義）

第5条 本事業において「民間宿舎」とは、大学等が設置する留学生宿舎及び学生寮並びに公益法人等（次に掲げる団体をいう。）が設置する宿舎以外の宿舎をいう。

- (1) 一般社団法人若しくは一般財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）により設立されたもの）、又は公益社団法人若しくは公益財団法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）により設立されたもの。）
- (2) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人（ただし、独立行政法人都市再生機構を除く。）
- (3) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条に規定する地方独立行政法人
（支援金）

第6条 第3条の規定により交付する支援金（以下「支援金」という。）は、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定める戸数又は世帯数に応じて交付するものとする。

- (1) 学習奨励費受給者等支援 大学等が留学生のために借り上げる民間宿舎の戸数
- (2) 協定受入支援 大学等が留学生のために借り上げる民間宿舎の戸数
- (3) ホームステイ支援 大学等が留学生を宿泊させる一般家庭の世帯数

2 前項の規定により、民間宿舎一戸又は一般家庭一世帯当たりの支援金の額は、予算の範囲内で理事長が決定する額とする。なお、同一の住戸又は世帯に係る支援の内容は別に定める。

（支援金の使途）

第7条 支援金の使途は、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 学習奨励費受給者等支援 交付決定に係る賃貸借契約等について別に定める経費に充てるものとする。
- (2) 協定受入支援 交付決定に係る賃貸借契約等について別に定める経費に充てるものとする。
- (3) ホームステイ支援 交付決定に係るホームステイについて別に定める経費に充てるものとする。

(申請)

第8条 本事業による支援を希望する大学等は、別に定める申請書類を、機構が指定する日までに、機構に提出するものとする。

(交付決定及び通知)

第9条 理事長は、前条に規定する申請書類が提出されたときは、これを審査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、交付決定し、申請した大学等に通知する。

(支援金の交付)

第10条 支援金の交付は、機構が前条に規定する通知を行った後、大学等の指定する口座に振り込むことによって行うものとする。

(経理書類の作成及び保管)

第11条 本事業の交付決定を受けた大学等は、支援金の収支の内容を記載した帳簿及び当該収支に係る証拠書類（以下「経理書類」という。）を備え、交付決定を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

(支援金の収支報告)

第12条 本事業の交付決定を受けた大学等は、支援金の収支について理事長に報告しなければならない。報告書の様式と提出期間については、別に定める。

(居住状況の報告)

第13条 学習奨励費受給者等支援の交付決定を受けた大学等は、居住状況を理事長に報告しなければならない。報告書の様式と提出期間については、別に定める。

(交付決定の取消し等)

第14条 本事業の交付決定を受けた大学等が、次の各号の一に該当する場合は、理事長は、当該大学等に対する支援金の交付決定を取り消すものとする。

- (1) 申請書類に虚偽の記載があることが判明した場合
 - (2) 第12条又は前条に規定する報告に虚偽の記載があることが判明した場合
 - (3) 第7条に規定する以外の用途に支援金を充てたことが判明した場合
 - (4) 本事業の目的に違反する行為があった場合
 - (5) 交付決定後に、留学生に宿舎を提供することができない事情が生じ、本事業の目的が達成できなくなったと認められる場合
- 2 大学等は、前項の規定により、当該大学等に対する支援金の交付決定が取り消された場合において、既に交付された支援金の全部又は一部を速やかに機構に返還しなければならない。
- 3 理事長は、第1項第5号に定める事情が大学等の責に帰することができないものと認める場合は、支援金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(募集停止)

第15条 理事長は、前条第1項第1号から第4号までの規定により、大学等に対する支援金の交付決定が取り消された場合において、偽りその他不正の行為と認められるものについては、交付決定が取り消された年度の翌年度から起算して5年以内で相当と認める期間、当該大学等に対する募集を停止し、申請を受け付けない措置を講ずるものとする。

(調査等)

第16条 理事長は、支援金の適正な使途を確認するために、第11条に定める経理書類の提出を求めることができる。

2 理事長は、本事業の実施状況を調査するために、機構の職員を派遣することができる。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成20年8月25日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成20年規程第25号) 抄

(施行期日)

1 この規程は、平成20年11月19日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成21年規程第5号)

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成21年規程第32号)

(施行期日)

この規程は、平成21年7月7日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成21年規程第38号)

(施行期日)

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成22年規程第7号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成23年規程第11号)

この規程は、平成23年5月20日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成25年規程第6号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成26年規程第7号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成27年規程第19号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成28年規程第15号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成31年規程第15号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構令和元年規程第1号)

この規程は、令和元年5月23日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和 7 年規程第 7 号）
この規程は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。